

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

令和5年10月31日
厚生労働省
健康・生活衛生局
食品監視安全課

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件について、令和5年9月8日（金）から同年10月7日（土）まで御意見を募集したところ、計6件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「事業譲渡の届出がなされた場合には可能な限り速やかに施設に立ち入り」とありますが、衛生水準が確保されているか否かを確認するにあたって、施設への立ち入りを必ず要するとは思えません。事業内容や規模、衛生管理計画は、立ち入らずとも把握可能であり、「必要に応じて」立ち入るような記載とするのが適切と考えます。譲渡に伴い、施設が変更されることは想定されますが、施設変更の手続きの中で立入が行われますし、短期間に複数回の譲渡が行われることもあり、その都度立入されると事業者として大変な負担です。何を懸念して事業譲渡に伴う立入を定	今般の改正においては、譲受人による衛生管理が適切になされていること等を確認する観点から、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第4条第2項において、承継後の調査に係る規定が盛り込まれたものであり、指針の記述はこれを踏まえたものです。 事業譲渡による承継後の調査については、営業の種別等に応じて、実地検査等を行うことにより事業が継続されているか、施設設備に変更がないか、資格者がいるか

	<p>め、この指針にまで記載するのか理解できかねます。立入を原則とするのであれば、立ち入って確認する内容を明確に示してください。</p>	<p>等、衛生管理が適切に行われているかを確認することを想定しています。</p> <p>なお、食品衛生法第 54 条の規定に基づき政令で定められる営業は、公衆衛生に与える影響の大きさに鑑み、同法第 55 条の許可を要します。許可申請の際には、施設基準を満たした施設設備になっているか等を確認するために、保健所による立入検査を行っているところです。</p>
2	<p>「可能な限り速やかに施設に立ち入り、」については、改正法の附則以上の内容を指針において定めるべきでない。よって「可能な限り速やかに施設を調査し、」とするべきである。</p>	<p>(御意見 2 及び 3 について)</p> <p>事業譲渡による承継後の調査については、実地検査等を行うことにより事業が継続されているか、施設設備に変更がないか、資格者がいるか等、衛生管理が適切に行われているかを確認することを想定しています。</p>
3	<p>「改正法の施行に伴い、事業譲渡の届出がなされた場合には可能な限り速やかに施設に立ち入り、地位を承継した者による衛生管理が適切に実施されていること等を確認すること」とある。一方、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」(令和 5 年 8 月 3 日付生食発 0803 第 1 号) 第 3 (1) マル 3 では、「実地検査を「含めた」必要な調査が行われるよう」とされている。については、指針の改正に当たっては、既に発出されている通知との平仄を十分に図っていただきたい。</p>	<p>指針において「施設に立ち入り」とする記述は、前述の事項を確認するためには基本的に行うことになるものと考えます。</p> <p>なお、御指摘の通知については、食品衛生法に限らず各種営業の承継を総括して記載されたものであることに留意する必要があります。</p>

※上記のほか、3 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。